

## 政府管掌健康保険の事業運営状況

## 1. 適用の適正化

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
適用事業所数 (単位:所)	1,496,270 (▲1.7%)	1,488,205 (▲0.5%)	1,498,226 (0.7%)	1,515,290 (1.1%)	1,548,534 (2.2%)
被保険者数 (単位:人)	18,811,690 (▲1.6%)	18,815,485 (0.0%)	18,930,749 (0.6%)	19,156,318 (1.2%)	19,501,172 (1.8%)

(注1)各計数は、年度末現在。

(注2)括弧内は、対前年度伸び率。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
新適事業所数 (単位:所)	50,880 (▲7.8%)	52,738 (3.7%)	57,945 (9.9%)	65,010 (12.2%)	78,973 (21.5%)
全喪事業所数 (単位:所)	75,537 (2.8%)	58,985 (▲21.9%)	43,915 (▲25.5%)	43,789 (▲0.3%)	40,790 (▲6.8%)

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

## (1) 未適用事業所の適用促進

### ① 未適用事業所の適用促進

- 法人登記申請書の閲覧等により未適用事業所を把握し、加入勧奨状の送付や巡回説明等を実施。
- 一定規模以上の事業所から、順次、呼出や戸別訪問等による重点的な加入指導を実施。
- 重点的な加入指導後においても加入手続を行わない一定規模以上の事業所から、立入検査等を実施し、職権による適用を実施。

〈参考〉平成18年度の実施状況〔詳細については、別添1のとおり〕※（ ）は前年度の数値

- 適用した事業所数 8,459事業所（4,861事業所）
- うち職権適用事業所数 87事業所（ 11事業所）

### ② 市場化テスト事業の実施

- 未適用事業所の把握及び加入勧奨業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施。（17年度 5社会保険事務所 → 18年度 104社会保険事務所）

〈参考〉平成18年度の実施状況〔詳細については、別添1及び2のとおり〕※（ ）は前年度の数値

- 適用した事業所数 2,424事業所（223事業所）

## (2) 適用事業所の事業所調査

### ① 事業所調査の重点化実施

- ・ 労働者派遣業等の業種や短時間就労者等を多く使用する事業所を重点的調査対象の事業所とする。（選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事項等を踏まえて選定。選定業種：派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）

### ② 数値目標の設定

- ・ 事業所調査件数は、全事業所の4分の1以上とする。

### ③ 効果件数の把握

- ・ 短時間労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効率的、効果的選定を実施。

〈参考〉平成18年度の実施状況〔詳細については、別添1のとおり〕※（）は前年度の数値

- ・ 資格関係事業所調査件数 460,916事業所（496,954事業所）
- ・ 適用事業所数に占める割合 28.65%（30.46%）

### (3) 平成19年度における適用対策の取組み

#### ① 職権による適用等の徹底

- 職権による適用を行うべき事業所を、15人程度以上から10人程度以上に拡大。
- 重点的な加入指導や職権による適用の取組みを徹底するため、これらの手順にかかる統一的なマニュアルを整備。

#### ② 民間委託による適用促進の実施

- これまでの市場化テストのモデル事業の経験も生かしつつ、全ての社会保険事務所で民間委託（具体的な手法等を民間事業者へあらかじめ示す通常の委託方式。）
- 社会保険事務所では、民間委託による適用促進（未適用事業所の把握、訪問勧奨）の活用を図り、重点的な加入指導、職権による適用の強化へつなげる。

③ 都道府県労働局との連携強化

都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施。

④ 行動計画に基づく適用対策の推進〔行動計画の概要については、別添3のとおり〕

適用促進業務や事業所調査業務を計画的かつ総合的に進めるため、各社会保険事務所・事務局毎に取組み目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づき適用の適正化を推進。

## 2. 保険料収入の確保

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
徴収決定済額 (単位:億円)	62,453	65,529	66,220	67,091	67,752
現年度分	60,661	63,775	64,666	65,700	66,500
過年度分	1,792	1,753	1,554	1,390	1,252
収納済額 (単位:億円)	60,470	63,741	64,619	65,677	66,404
現年度分	60,038	63,325	64,268	65,361	66,141
過年度分	433	416	352	316	263
保険料収納率 (単位:%)	96.8	97.3	97.6	97.9	98.0
現年度分	99.0	99.3	99.4	99.5	99.5
過年度分	24.1	23.7	22.6	22.7	21.0

(注1) 徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分。

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

(注3) 各計数は四捨五入している。

## (1) 納期内納入の励行指導

- 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対して口座振替による保険料納付の促進や納期内納入に関する依頼文書について納入告知書を送付する際に同封するなど、納期内納入についての励行指導を実施。

〈参考〉口座振替実施率の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
口座振替実施率	81.6%	81.3%	85.7%	85.5%	85.2%

## (2) 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ① 保険料滞納の発生防止のための速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、不渡りや倒産に関する情報の早期把握、財産調査の徹底など、確実な滞納処分の実施。

〈参考〉差押え事業所数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
差押え事業所数 (単位:所)	(20,474) —	(17,630) —	(17,223) 13,132	13,631	15,613

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の( )は、差押えをした延べ事業所数である。

- ② 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等について、地方社会保険事務局と社会保険事務所が一体となった効果的かつ効率的な対策の実施。

〈参考〉滞納事業所数の推移

	平成15年5月末	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末	平成19年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	138,270	127,442	113,777	105,545	108,070

(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

(3) 平成19年度における取組み

- ① 保険料債権の収納対策の向上及び確実な保険料収納の確保を図るため、滞納整理事務に係る初期手順のマニュアルを整備。
- ② 計画的かつ確実に保険料収納率の向上を図るため、各社会保険事務所・事務局毎に取組み目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づき徴収対策を推進。〔行動計画の概要については、別添4のとおり〕
- ③ 長期に滞納する事業所に対する滞納整理事務の徹底による適正な債権管理を推進するため、その取扱いを整備。



### 3. 医療費の適正化

#### (1) レセプト点検調査

- 平成18年度においては、引き続き、レセプト情報管理システムを活用し縦覧点検を中心とした内容点検調査を効率的かつ効果的に実施し、その結果、内容点検調査における過誤調整の件数については15.3%、金額については10.6%対前年度に比べて増加した。  
また、昨年8月からレセプト情報管理システムを改修し、傷病名によるレセプト抽出を可能とするなどレセプト点検調査の強化に努めた。

※平成18年度のレセプト点検調査の状況については別添5及び6を参照。

#### (2) 診療報酬明細書等の開示

- 平成17年4月施行の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等を踏まえ「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき実施

※「平成18年度の診療報酬明細書等の開示状況」については別添7を参照。

## 4. 保健事業

### (1) 生活習慣病予防健診

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
検 査 費 (単位：億円)	450 (▲19.5%)	434 (▲3.6%)	414 (▲4.8%)	411 (▲0.7%)	418 (1.7%)
一般健診実施者数 (単位：千人)	3,231 (1.1%)	3,137 (▲2.9%)	3,479 (10.9%)	3,686 (5.9%)	4,010 (8.8%)

(注) 括弧内は、対前年度伸び率。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
事後指導実施者数 (単位：千人)	448	451	502	582	654

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年度からすべての保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群）」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられることとされた。

政管健保においても、平成20年4月からの特定健診等の実施に向け、健診受診率等向上のため、未受診事業所中心の受診勧奨、健診実施機関の拡大及び事後指導の充実を図ることとしている。

## (2) 健康づくり事業

- 一次予防を中心とした健康づくり事業の推進 [平成15年4月～]
  - ・ 生活習慣病の予備軍及びその治療を行っている者に対して、厚生労働省指定運動療法施設において、保健師、健康運動指導士による運動等の生活習慣改善のためのプログラムの作成及び1ヶ月1回程度のフォローアップを原則6ヶ月間にわたり行う。事業の実施に当たっては、必要に応じて健康スポーツ医等の助言を得るよう、医療機関と提携。

一次予防を中心とした健康づくり事業の実施状況

(件)

	健診結果等に基づく実践者		療養計画書に基づく実践者		合 計	
	プログラム作成	フォローアップ	プログラム作成	フォローアップ	プログラム作成	フォローアップ
平成16年度	167,951	772,899	115	137	168,066	773,036
平成17年度	29,481	354,930	49	107	29,530	355,037
平成18年度	22,575	200,301	107	306	22,682	200,607

- ・ 平成17年度からは、健康保険料財源のみによる事業実施としたことから、対象者については、政府管掌健康保険の加入者を中心とするなど、絞込を行っている。